

石綿含有吹付け材、石綿含有保溫材等の除去等を含む作業（届出対象）記入例 ※掲示サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告<sup>注1)</sup>、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第五号の二、第五号の三）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所			
届出先及び 届出年月日	東京〇〇 労働基準監督署 東京都・道・府〇〇市・区	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇不動産(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇 住所 東京都〇〇区〇一〇
調査終了年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
看板表示日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
石綿除去(特定粉じん)排出等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
調査方法の概要（調査個所）			
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査			
【調査箇所】建築物全体（1階～4階） ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例) 1階機械室（改修等工事対象場所）			
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）			
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保溫材（石綿含有とみなし） エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～4階 トイレ内P.S. 保溫材③ 1～4階 床：ビニル床タイル③、天井：フレキシブルボード④ その他の建材⑤			
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法			
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法 （除去）・囲い込み・封じ込め・その他			
集じん・排気装置	機種・型式・設置数 ・機種：負圧除塵装置 ・型式：〇〇〇-2000 ・設置数：〇台	現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 03-XXXX-XXXX	
	排気能力（m³/min） 〇〇m³/min（1時間あたりの換気回数4回以上）	〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
	使用するフィルタの種類及びその 集じん効果（%） HEPAフィルタ ・捕集効率：99.97% ・粒子径：0.3 μm	調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称及び住所	
	使用する資材及びその種類 ・湿潤用薬液：〇〇〇〇 ・固化用薬液：〇〇〇〇 ・隔離用シート（厚さ：床〇mm、その他〇mm） ・接着テープ 等	事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号〇〇〇〇 住所：東京都〇〇区〇〇-〇〇	
	その他の石綿（特定粉じん）の 排出又は飛散の抑制方法 (例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 <sup>注2)</sup> (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 <sup>注2)</sup>	分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号〇〇〇〇 住所：埼玉県〇〇市〇〇-〇〇	
備考：その他の条例等の届出年月日 〇〇区建築物の解体工事等に関する要綱（令和〇〇年〇月〇日届出）			
その他必要な事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された 〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日			

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

（出典：厚労省・環境省統合マニュアル）

掲示板例（石綿あり レベル1・2）

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業（届出非対象）記入例 ※掲示サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

### 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>(注)</sup>

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所

調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇〇〇開発(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	住所 東京都〇〇区〇一〇
解体等工事期間 石綿除去(特定粉じん)排出等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者（工事の施工者かつ調査者） 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調査方法の概要（調査個所） 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体（1階～3階）	住所 東京都〇〇区〇一〇	
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠） 【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール③ 1～3階 床：ビニル床シート⑤、壁：けい酸カルシウム板第1種：④、天井：岩綿吸音板③、 その他の建材④⑤	現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 03-XXXX-XXXX	
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法 石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法 除去・その他	〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法 石綿含有成形板等 (例) フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生（隔離）し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。	調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号〇〇〇〇 住所：東京都〇〇区〇〇一〇〇	
石綿含有仕上塗材 (例) 剥離剤併用手工工具ケレン工法。外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。	分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号〇〇〇〇 住所：埼玉県〇〇市〇〇一〇〇	
使用する資材及びその種類 ・湿潤用薬液：〇〇〇〇・剥離剤：〇〇〇〇 ・養生用シート（厚さ：〇mm）・接着テープ等	その他必要な事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
備考：その他の条例等の届出年月日 〇〇区建築物の解体工事等に関する要綱（令和〇〇年〇〇月〇〇日届出）		

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

(出典：厚労省・環境省統合マニュアル)

掲示板例（石綿あり レベル3）

石綿使用なし記入例 ※掲示サイズは（横420mm 以上、縦297mm 以上）

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。  
注)

大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称： ○○○○解体工事作業所			
調査終了年月日	令和〇〇年〇月〇日	元請業者（解体等工事の施工者かつ調査者）	
看板表示日	令和〇〇年〇月〇日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○	
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	住所 東京都〇〇区	
調査方法の概要（調査箇所）		現場責任者 氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL 03-×××-××××	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】建築物全体（1階～3階）		調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○ ○○ 住所：東京都〇〇区〇〇一〇〇	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠)		分析を実施した者 ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所：埼玉県〇〇市〇〇一〇〇	
石綿は使用されていませんでした。（特定工事に該当しません）  【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～3階 床：ビニル床タイル③ ビニル床シート③、 天井：岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、 壁：スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③		その他必要な事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤			

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup> 以上の建築物の解体工事、請負金額100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

(出典：厚労省・環境省統合マニュアル)

掲示板例（石綿なし）